

不正通行は犯罪です！

料金を支払わず無断で通行する行為、又は無料通行宣言書にて通行する行為は不正通行となります。

不正通行をした場合は、通行料金を不正に免れた通行者とみなし、道路整備特別措置法（昭和 31 年 3 月 14 日法律第 7 号。以下「特措法」といいます）第 26 条に基づき免れた通行料金と割増金（**免れた通行料金の 2 倍に相当する額**）を徴収します。また、特措法第 24 条第 3 項に基づき当有料道路施設を所有する管理者である愛知県道路公社が定めた「車両の通行方法（内容は[こちら](#)）」に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、特措法第 59 条に基づき **30 万円以下の罰金**が科されます。

また組織的な不払いであってもドライバー自身が処罰の対象になります。

●不正通行の主な事例

1. ETC 車線で、路側表示器が「STOP 停車」を表示し、開閉バーが閉じているにもかかわらず故意に開閉バーを押し開き、通行する行為や二輪車にて開閉バーをすり抜けて通行する行為
2. 一般車線で通行料金を支払わずに通行した場合
3. 通行料金の安い車両でセットアップされた車載器を、通行料金の高い車両に取り付け、本来の通行料金を免れて通行した場合
4. 不払宣言書を係員に差し出し、規定の料金を支払わずに通行した場合
5. 通行区間を偽って、本来の通行料金を免れて通行した場合
・・・など

上記のような行為をされた場合は、ご利用後速やかに弊社問い合わせ窓口へご連絡ください。

弊社問い合わせ窓口

愛知道路コンセッション株式会社

TEL: 050-3499-2221

MAIL: customer@arcc.jp